



議案第七十八号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙の投票管理者等の報酬の特例に関する条例の設定について

次のとおり昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙の投票管理者等の報酬の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年六月二十八日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年六月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙の投票管理者等の報酬の特例に関する条例

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙に限り、特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）第二条の規定の適用については、別表中

投票管理者	日額三、四〇〇円	とあるのは	投票管理者	日額三、六五〇円
投票立会人	日額二、七〇〇円	とあるは	投票立会人	日額二、九〇〇円

とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。